

2月開校 酒田市



OAシステム科

受講生募集

- パソコンの基礎から活用法まで習得します。
- 日商PC検定(文書作成3級、データ活用3級)の資格取得、あなたの再就職をバックアップします。



訓練期間	令和7年2月20日(木)～令和7年5月19日(月)(3か月間) 基本時間：9:30～16:00 休日：原則、土・日・祝日
訓練場所	酒田総合学園 酒田本校舎(株式会社ステップ) 酒田市北新町一丁目1番1号(裏面「地図」参照)
定員	15名(最少催行人数10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して訓練修了3か月以内の早期再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約15,000円が必要となります。また、検定料(文書作成・データ活用の日商PC検定試験3級：各5,500円)等は個人負担となります。
募集締切	令和7年1月28日(火) 昼12時
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
選考会	参加者：受講申込者(欠席等の場合は選考対象者となりません。) 日時：令和7年2月4日(火) 午後1時30分から(時間厳守) ※受付時間：午後1時から午後1時20分まで 場所：産業技術短期大学校庄内校 5階 大講義室(裏面「地図」参照) 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具(鉛筆、ボールペン)を持参してください。

【お問合せ先】

山形県立庄内職業能力開発センター 能力開発支援担当
〒998-0102 酒田市京田三丁目57番4号
Tel 0234-31-2700
ホームページ <https://www.shonai-noukai.jp/>

◆訓練概要◆

【訓練目標】 パソコンの基礎知識及び技能から実践的な活用法を習得するとともに、就職に必要な知識等を習得し再就職を目指す。

【目指す職務】 O A機器を使用する職務全般

【訓練カリキュラム】

総訓練時間（目安）308H

科目	科目の内容	時間数
パソコンの基礎知識・基本操作	パソコンの仕組みと機能、オペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェアの知識、ファイル管理等	14H
情報リテラシー	情報の検索と活用術、ネットワーク・プリンタの接続、情報セキュリティ、デジタル仕事術等	6H
文書作成	Wordの機能と役割、文書作成・編集・校正、表・画像・図形、ビジュアル文書等	75H
表計算	Excelの機能と役割、数式・関数、表・グラフ作成、ブック管理、データベース機能、ビジュアル帳票、表計算マクロによる処理の自動化等	101H
総合演習・プレゼンテーション実習	各種アプリケーションソフトウェアの実践演習、PowerPointの機能と役割、実践ビジネス資料の作成と発表	72H
就職支援等	応募書類の作成、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション、ビジネスマネジメント、職業人講話等	40H

※Windows10、Microsoft Office2016（Word、Excel、PowerPoint）を使用します。

※キャリア・コンサルティングを受ける場合はその計画に従って下さい。

【訓練科PR情報】

当校は、経験豊富な講師陣がパソコンの基礎から実践まで使える操作を指導しており、パソコン未経験者の方からも丁寧なサポートが受けられたと好評を得ています。資格合格率が非常に高く、自信を持って就職に向かう事ができ、さらに実務においても役立つとの声もいただいております。皆様の再就職をサポートしていきます。

（酒田総合学園）

【選考会場】

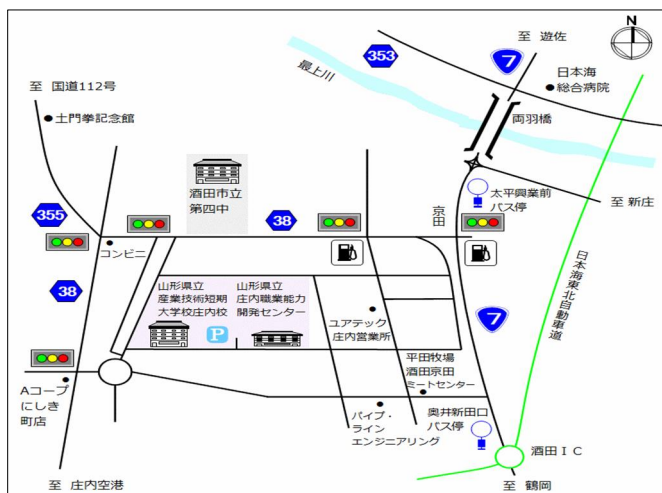
場所：産業技術短期大学校庄内校 5階 大講義室
住所：酒田市京田 3-57-4
電話：0234-31-2700

※お車でお越しの際は、建物正面又は裏側の駐車場をご利用ください。

【訓練会場】

場所：酒田総合学園 酒田本校舎
住所：酒田市北新町 1-1-1
電話：0234-24-4044

※無料駐車場あり。酒田駅から徒歩15分、文化センター正面口バス停より徒歩4分



◆ご相談・お申込み窓口◆

酒田公共職業安定所	〒998-8555 酒田市上安町 1-6-6	TEL 0234-27-3111
鶴岡公共職業安定所	〒997-0035 鶴岡市馬場町 2-12	TEL 0235-25-2501
新庄公共職業安定所	〒996-0011 新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい